

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 5 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 5 月 1 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 5 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認について
(洞爺湖町税条例の一部を改正する条例)
日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認について
(洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認について
(平成 2 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 2 号))
日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認について
(平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号))
日程第 1 0 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
日程第 1 1 同意第 3 号 監査委員の選任について
日程第 1 2 議案第 2 6 号 洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正について
日程第 1 3 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 4 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 4 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君

1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員（ 0 名 ）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住 民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経済部長 兼 建 設 課 長	森 寿 浩 君
会計管理 者兼会計 課 長	庄 子 俊 悦 君	洞爺総合 支 所 副 支 所 長	大 西 康 典 君
総務課長	毛 利 敏 夫 君	企画防災 課 長	鈴 木 清 隆 君
税務財政 課 長	伊 藤 里 志 君	健康福祉 課 長	皆 見 亨 君
健康福祉 センター長	山 本 隆 君	観光振興 課 長 兼 洞爺湖温 泉支所長	澤 登 勝 義 君
火 山 科学館長	木 村 修 君	産業振興 課 長	佐 藤 孝 之 君
環境課長	室 田 米 男 君	上下水道 課 長	八 反 田 稔 君
シ・オハ・ク 推進課長	武 川 正 人 君	庶務課長	藤 川 栄 治 君
農業振興 課 長	杉 上 繁 雄 君	教 育 長	綱 嶋 勉 君
管理課長 兼学校給 食センター長	天 野 英 樹 君	社会教育 課 長	永 井 宗 雄 君
代 表 監査委員	宮 崎 秀 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志

庶務係 猪 股 幸 子

議事係 平 間 義 陸

開会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 皆さん、おはようございます。

本年3月の議会定例会で議決しました「洞爺湖町議会の会期等に関する条例」が5月1日に施行いたしました。これにより、平成26年洞爺湖町議会は、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とし、平成27年4月30日までの会期となります。

この間に会議を開く日は、洞爺湖町議会の会期等に関する条例に明記されておりますので、御承知願います。

本日5月16日は休会の日ですが、議事の都合により、本会議を再開します。

ただいまから、洞爺湖町議会平成26年5月会議を開会いたします。

開議の宣告

- 議長（千葉 薫君） 現在の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

町長の挨拶

- 議長（千葉 薫君） ここで、町長就任後の初議会でございます。真屋町長から発言を求められておりますので、これを許します。

真屋町長。

- 町長（真屋敏春君） このたび、任期満了による洞爺湖町長選挙におきまして、町民の皆様を初め多くの方々より温かいご支援とご厚情を賜り、2期目の町政を担わせていただくことになりました。改めてその責務の重大さに身の引き締まる思いでありますとともに、しっかりと職務を遂行する決意であります。

1期目の4年間は、大変厳しい財政状況にある中、一刻も早い財政健全化団体から脱却するため、無駄を省き、知恵と工夫を凝らし、限られた予算の中で、確かな住民の暮らしと生活を守っていくことを目指してまいりました。

その間、東日本大震災及び福島原子力発電所事故によりまして、洞爺湖町でも漁業被害や観光産業への風評被害による各種産業、地域経済へ及ぼす影響は大きなものがありましたが、できる限りの支援をさせていただき、それぞれの業種の頑張りもありまして、今日に至っております。

さらに、地域経済活性化対策や定住・移住対策、子育て支援対策などに力をそそいでまいりましたが、この4年間で振り返りますと、財政健全化団体からの早期脱却は、皆様の深い理解とご協力のもと、計画期間より1年前倒しで脱却することができたと考えております。

1期目の任期中、厳しい財政状況で、取り組めなかった事業に関し、2期目は積極的な事業を展開していき、未来につなげるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それには、洞爺湖町まちづくり総合計画を基本としたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。第1期総合計画も残り3年となっており、主要施策の検証を行い、成果が出るよう実行してまいりますとともに、平成29年度から始まる第2期のまちづくり総合計画の策定に向けた準備、検討を行ってまいります。

2期目の町政を担っていくに当たり、今年度行うこととしております事業についてであります。平成26年度行政と予算案の大綱でも申し上げておりましたが、まず初めに、本町地区生活飲料水の改善であります。水道水に含まれるカルシウム等が年ごとに増加している本町地区の水道水について、国及び北海道の支援を受けながら、早急に解消するため、事業を進めております。

次に、防災・減災の推進であります。

防災に強いまちづくりを推進するため、定期的に避難訓練を実施し、地域防災力の強化を図ることを目的に、自主防災組織設置事業に取り組んでまいります。

防災行政無線、消防無線の再整備であります。今年度において、防災無線デジタル化の実施設計を行ってまいります。計画の中には、洞爺地区への緊急時の伝達が行えるよう、消防無線とも連携をとってまいります。また、多様な情報伝達手段の構築を進めてまいります。

平成28年3月末をもって閉校する洞爺高等学校がある洞爺地区においては、現在、洞爺地区振興策検討委員会において、高校跡地を有効に利用すべく振興策を議論されており、中間報告をいただいているところであります。現時点での報告に対しても、行政として検討しているところであります。

産業の振興であります。観光、農業、漁業、商工業の振興を図るため、各種産業団体が連携した取り組みが行える振興策を実施してまいります。特に、町内に戻りつつある後継者、若者を大事に育てることも必要不可欠であり、人材育成やパートナー探しにも取り組んでまいります。

観光振興であります。金比羅火口周辺で有望な地熱資源を確保することができたことにより、地熱発電事業はもとより、洞爺湖温泉地区の温泉温度低下問題も抜本的に解消できることとなっております。さらに優良な温泉源を活用した新たな事業も望まれるところであり、今年度において、パイプラインの敷設と管理、建物建設整備事業について支援をしてまいります。

商業振興では、消費税の増税に伴う景気低迷を下支えすることを目的に、個店への来店頻度を高め、地域経済を活性化することを目的とした地域活性化事業への補助を行うこととしております。

定住対策であります。まずは住んでいる方々が住んでよかったと感じる施策に取り組んでまいります。町民が住みなれた地域で健康に暮らし続けることができるよう、住民サービスの維持、向上に努めてまいります。

また、子育て世代の方々が安心して子供たちを育てられる環境づくりのため、子育て支援センター事業として、近年の就労形態の多様化に対応する一時的保育や、専業主婦、家庭等

の育児疲れ解消等に対応するため、一時預かり事業に取り組んでまいります。これらの事業に関しては、今議会へ補正予算として計上しているところでありますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

これからの地方自治は、自分たちのまちは自分たちの手でという自治意識のもと、職員を初め住民の皆さんが進んで汗をかき、その取り組み行動と過程、結果にみずから喜びを感じる、住民と協働によるまちづくりが必要不可欠と考えており、地域コミュニティ活力を高め、よりよい地域づくりを目指すため、自治会活動を支援するとともに、地域担当職員制度の活性化を図ってまいります。

これからの４年間は、そうした思いを込めて、政策の実現に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、こうした取り組みを実現していくためには、何よりも議会の皆様のご理解なくしては成り立ちません。これまで以上に行政のチェック機関としての機能を果たしていただきながら、洞爺湖町の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。冒頭、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

人事異動による管理職の挨拶

- 議長（千葉 薫君） ここで、４月１日付で町人事異動により昇格された管理職の方々がおりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

庄司会計管理者。

- 会計管理者（庄子俊悦君） 部長職になりましたが、以前と変わらず会計管理者です。今後とも無謬に気をつけて仕事をしていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。
- 総務部長（遠藤秀男君） ４月に総務部長兼住民課長の辞令を受けたところでございます。力不足ではございますけれども、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（千葉 薫君） 大西洞爺総合支所副支所長。
- 洞爺総合支所副支所長（大西康典君） 洞爺総合支所、大西です。１０年ぶりの洞爺での勤務となりますが、地域の方々としっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名について

- 議長（千葉 薫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第１２０条の規定により、２番、小松議員、３番、松井議員を指名いたします。

諸般の報告について

- 議長（千葉 薫君） 日程第2、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。
ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。
佐々木委員長。
- 議会運営委員会委員長（佐々木良一君） おはようございます。
議会委員会の所管事務調査報告をいたします。
本委員会は、平成26年5月会議の運営について、平成26年5月13日、議会運営委員会を開催いたしました。
出席委員は、私以下、下道副委員長、宮田委員、小松委員、板垣委員、大西委員でございます。
委員外として千葉議長、七戸副議長。
説明員として、八木橋副町長の出席をいただいております。
結果につきましては、本会議を5月16日、1日間とするものであります。
以上でございます。
- 議長（千葉 薫君） 以上で、諸般の報告を終わります。
会議の審議日数は本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

行政報告について

- 議長（千葉 薫君） 日程第3、行政報告を行います。
町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
初めに、町長の行政報告を許します。
真屋町長。
- 町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会平成26年5月会議における町の行政報告を申し上げます。
まず一つ目に、寄附についてでございます。
このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。
一つ目は、金員の寄附でございます。
アとして、札幌市中央区宮の森3条12丁目2-1、若狭高司氏、金額80万円でございます。
イとして、虻田郡洞爺湖町大原101-1、矢野貞信氏、金額5万円でございます。
ウとして、登別市登別温泉町203-1、野口観光株式会社代表取締役社長、野口秀夫氏であります。金額は500万円であります。
エとして、虻田ダンススクール代表、菅原正芳氏、金額1万円でございます。
2として、土地の寄附でございます。
虻田郡洞爺湖町入江202番地、小林成子氏。入江190番142、宅地、272.33平方メートル。
同じく入江190番143、宅地、323.95平方メートル。同じく入江190番144、宅地、391.66平方

メートル。同じく入江190番146、公衆用道路、186.00平方メートルでございます。

2として、委託先におけるし尿処理手数料の着服事故についてでございます。

洞爺湖町のし尿処理業務につきましては、伊達市に委託して実施しており、伊達市では、西部1市3町区域内のし尿処理収集運搬及び手数料徴収業務の一部を民間2業者に業務委託しています。

このほど、2業者の従業員4名が、し尿処理手数料を着服していたことが判明しました。伊達市に提出する現金領収書の金額を書きかえ、利用者から受け取った手数料の一部を着服するというものでした。

現在、判明している被害金額は、365件、136万円余りとなっています。

当該従業員は既に懲戒解雇等となっており、着服金は2業者がそれぞれ市に返還する意思を示しています。

伊達市としては、本不正に委託業者が直接関与していないこと及び着服金を業者が返還することから、2業者への処分を科さない方針で検討を進めており、あわせて、再発防止に向け、業者への指導とチェック体制を強化することとしています。

委託先での事故ではありますが、洞爺湖町といたしましても、伊達市と連携し、し尿処理業務を適正に運営してまいります。

三つ目に、月浦地区での死亡交通事故の発生についてでございます。

5月4日午前3時13分ころ、月浦地区の国道230号線を洞爺湖温泉方向に走行中の乗用車が、下りカーブで対向車線にはみ出してガードロープの支柱に激突し、運転していた町外在住の79歳男性が死亡する事故が発生しました。この事故により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

5月7日には、伊達警察署、室蘭開発建設部有珠復旧事務所とともに現地調査を行い、事故状況を確認しましたが、詳しい事故原因につきましては、伊達警察署において調査中とのことであります。

春の交通安全運動に町民一丸となって取り組んでいた矢先の事故であり、しかも、町内では3年連続の死亡事故という、大変残念な交通事故となりました。事故現場に啓発看板を設置するとともに、改めて関係機関と協力し、交通安全推進に取り組んでまいります。

四つ目として、台湾プロモーションの参加についてでございます。

洞爺湖町観光協会及び壮瞥町観光協会の主催による海外旅客誘致PRを目的とした台湾プロモーションに、5月6日から10日までの日程で、洞爺湖町及び壮瞥町の両町長、各観光協会役員並びに観光事業者代表の総勢11名で参加し、トップセールスを実施いたしました。

台北市では、台湾最大手の旅行会社である東南旅行社及び可楽旅遊を含む3社の訪問と、旅行関係者17社30名の社長及び役職員との食事会、名刺交換会を行い、また、高雄市では、12社、21人との食事会、名刺交換会を行いました。いずれも昨年の送客のお礼と、今後も引き続き送客を確約いただくトップセールスを行うことができ、大きな成果を得ることができました。

年々、外国人観光客が増加傾向にもあることから、関係機関との連携をもとに、引き続き行政としても協力をしてまいります。

五つ目として、西いぶり広域連合における訴訟の判決及び控訴についてでございます。

平成13年1月15日付、西いぶり地区廃棄物広域処理施設、メルタワーの建設工事請負契約に基づく性能保証責任の存続の確認をめぐり、西いぶり広域連合が、当時の建設請負事業者である共同企業体を相手に、平成24年6月13日に提訴した覚書無効確認請求訴訟について、本年3月24日に札幌地方裁判所室蘭支部において一審判決が言い渡されました。

判決内容は、本件訴えが即時確定の利益が認められず、不適法なものであることから、訴えを却下するものでした。

この一審判決を受け、西いぶり広域連合では、控訴をする方針を決定し、4月4日に札幌高等裁判所に控訴状を提出したところであります。

広域連合では、今後、請求の趣旨の変更を含め、適時に構成市町及び広域連合議会と相談しつつ、本質部分の解決に向けた対応をとってまいりたいとしております。

六つ目について、各種事務事業の取り組み状況についてでございますが、以下につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

- 議長（千葉 薫君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

- 教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず一つ目でございます。あぶた体育館のリニューアル等についてでございます。

あぶた体育館の耐震化及び改修工事が約6カ月間の工期を終え、平成26年4月1日にリニューアルオープンいたしました。

あぶた体育館は、昭和51年建築の鉄骨造2階建てで、対審基準施行以前の建物により、対審診断に基づき実施をしたものであります。耐震化の補強工事により、国の安全基準を満たすこととなり、利用者の皆様には、安心、安全な施設として利活用いただけることとなりました。

また、改修工事もあわせて、外壁やアリーナ床面の塗装、照明機器のLED化、放送設備の充実などについても実施したところであり、今後も安全性とともに利用者の健康増進を図ってまいります。

なお、平成26年度においては、昭和53年建築の母と子の館体育館の耐震工事を行う予定であり、工事期間中については、多くの利用者の皆様にご迷惑をおかけいたしますが、代替施設での利用調整を図り、とり進めてまいります。

耐震工事にあわせまして、外壁の補修、塗装、照明機器のLED化等の改修工事に伴う補正予算を本議会に提出しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

二つ目が、入江貝塚出土品の北海道有形文化財指定についてでございます。

平成5年度の町道入江22号線改修工事に伴う発掘調査で出土した骨角器1,343点のうち、特徴的な134点については、北海道文化財保護審議会等の審議を経て、北海道有形文化財として、平成26年3月31日に指定を受けました。

指定を受けた出土品は、入江貝塚出土の縄文時代の骨角牙貝製品で、銚頭や釣針などの漁労用具や、北海道に生息しないイノシシの牙や、南海産のイモガイなどを素材とした装飾品などで、縄文時代の生活文化を理解する上でいずれも貴重な考古資料として評価を受けたものです。

なお、この道指定に伴い、町指定の有形文化財については、指定解除の手続きをとり進めることとし、今後においては、出土品の一部をレプリカ作製し、学校や関係機関への研究教材として広く利活用を図ってまいります。

三つ目ですが、北海道立洞爺少年自然の家の現況についてでございます。

北海道立洞爺少年自然の家が平成26年3月31日付で廃止されました。この施設は、道立少年自然の家の先駆けとして昭和48年に開館し、以来、41年もの長きにわたり、宿泊施設の機能を有しての集団生活や野外活動、生涯スポーツの普及など、各種イベントを開催して、これまで多くの方々に利用をいただいていたところであります。

施設の廃止に伴い、町では、北海道教育委員会に対して、跡地での野外活動や交流の場として活用することとした要望書を提出し、道教委による既存の施設解体後に道有地の無償譲渡ということでとり進められておりますが、施設解体の時期については秋ごろになる見込みであるとの報告を受けたところであります。

現在、洞爺少年自然の家は、道教委が防犯上の理由から、施設入り口にバリケードを設けて立ち入りを制限している状況であります。今年度の跡地活用は難しい状況ですが、町教委としては、隣接するさくら園を含めて、草刈りなど、園地管理を行ってまいります。

次は、各種事務事業の取り組み状況でございます。朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

----- 報告第5号の上程、報告、質疑

○議長（千葉 薫君） 日程第4、報告第5号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会からの報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

板垣委員長。

○経済常任委員会委員長（板垣正人君） おはようございます。

読み上げて報告にかえたいと思います。

報告第5号所管事務調査報告書。

平成26年5月16日。

洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

経済常任委員会委員長、板垣正人。

本委員会は、閉会中の所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

調査事項。町内公共施設等の現況調査について。

漁業系廃棄物処理施設「海の華」。

財田スポーツ交流館（レイクアリーナ財田）。

財田自然遊歩道。

調査日。平成26年4月16日。

出席委員。板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員、岡崎委員。

説明員等。産業振興課、佐藤課長、田所主査、胆振噴火湾漁業協同組合、山口部長、株式会社ばんけいりサイクルセンター、村田業務管理部長、洞爺総合支所、大西副支所長、庶務課、藤川課長。

5、調査結果。

漁業系廃棄物処理施設「海の華」。

完成は平成15年10月完成。

構造、鉄骨造。

面積、2,690.42平方メートル。

年間処理量、3,500トン。

堆肥生産量、1,675トン。

近年は、ザラボヤなどの付着物が増加しており、本年においては、ピーク時で1日160トンの搬入もあったが、通常は20トン前後が搬入され、問題なく処理されており、漁業経営の一助となっている本処理施設の継続した運営が重要となっている。

また、委員からは、沖洗い機の導入を充実することで、ザラボヤなどの付着物の減少と、ホタテの量、品質も良好となることが期待されることから、町による漁業者への支援が必要であるとの意見が出された。

財田スポーツ交流館（レイクアリーナ財田）。

完成、平成13年3月完成。

構造、鉄骨、一部木造。

面積、999.81平方メートル。

建設から12年を経過し、整備改修が求められていたが、平成25年度において、土間からウレタンの床への改修が実施された。このことにより、施設の利用拡大が図られ、住民の利用増加が見込まれるとともに、夏季には多くのキャンプ客による利用も期待できる。

今後は、さらに町内外の多くの方に利用されるよう、施設の周知を図ることが必要である。

財田自然遊歩道。

完成は平成11年3月完成。

財田の湖畔沿い約1.8キロメートルの遊歩道施設であり、建設から10年以上を経過し、木橋や一部付帯施設の老朽化が進んでいる。この施設は町民の憩いの場であるとともに、観光客が湖畔の景観を楽しみながら散策できる施設となっています。町においては、平成24年度から年次計画による改修を進めているところであるが、早急な改修整備の取り組みが必要である。

以上でございます。

- 議長（千葉 薫君） ただいま報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） なしと認めます。

結構です。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

選挙第1号の上程、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第5、選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙しなければなりません。

ここでお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたします。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

ここで、指名する方々の一覧表を配付をいたしますが、お諮りをする前に、指名に当たったの選考経過等を事務局から説明をさせます。

- 議会事務局長（佐藤久志君） それでは、選挙管理委員と選挙管理委員補充員の方々の選考の経過、選考されている方々について、簡潔にご説明いたします。

人事案件でございますので、会派代表者会議にお諮りをし、協議、選考をいただいております。

委員さん、補充員さんの選考でございますが、これまでの委員さん、補充員さんをされていた方々を基本に、地域的なバランスや人口的なことから、本町地区、温泉地区、洞爺地区、それぞれから選考しております。

まず、委員さんでございます。

初めに、塚本政寛さんでございます。栄町72番地2にお住まいで、洞爺食品の会長でございます。平成22年から選挙管理委員をされております。

次に、小田桐勝太郎さんでございます。洞爺町350番地30にお住まいで、平成22年から選挙管理委員をされております。

次に、竹内廣志さんでございます。栄町67番地20にお住まいで、司法書士でございます。平成22年から選挙管理委員をされております。

それから、奥山洋子さんでございます。洞爺湖温泉78番地にお住まいで、奥山建築設備設計事務所の所長さんの奥様でございます。平成18年から選挙管理委員をされております。

次に、補充員でございます。

福島良一さんでございます。本町157番地にお住まいで、福島文房具店を経営されております。平成22年から同補充員をされております。

次に、齋藤敬臣さんでございます。洞爺湖温泉36番地20にお住まいで、齋藤建築設計事務所の所長さんでございます。平成18年から同補充員さんをされております。

次に、阿久津春幸さんでございます。高砂町116番地25にお住まいで、洞爺湖ビジターセンターと医療協議会にお勤めされている方で、平成22年から同補充員をされております。

最後に、中澤茂さんでございます。洞爺町174番地2にお住まいで、平成22年から同補助員さんをされております。

以上でございます。

- 議長（千葉 薫君） ただいま事務局から説明をさせましたが、選挙管理委員には、塚本政寛さん、小田桐勝太郎さん、竹内廣志さん、奥山洋子さんを指名します。

また、補充員には、第1順位、福島良一さん、第2順位、齋藤敬臣さん、第3順位、阿久津春幸さん、第4順位、中澤茂さんを指名いたします。

それでは、お諮りをいたします。

選挙管理委員及び同補充員、補充員の順位については、ただいま指名いたしましたが、それぞれ各４名の方を当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、塚本政寛さん、小田切勝太郎さん、竹内廣志さん、奥山洋子さんの４名。

同補充員には、第１順位、福島良一さん、第２順位、齋藤敬臣さん、第３順位、阿久津春幸さん、第４順位、中澤茂さんの４名が当選をされました。

承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第６、承認第１号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 承認第１号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

処分日につきましては、平成26年３月31日でございます。

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正に準拠した所要の改正を行うものでございまして、改正の主な内容につきましては、６点ほどございます。

一つ目としては、認定子ども園などの施設の固定資産税非課税施設への追加。

二つ目として、個人住民税の肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の期限延長。

三つ目として、公害防止施設等に係る固定資産税の減額措置の追加。

四つ目として、耐震改修が行われた既存建築物に対する固定資産税の減額措置の追加。

５番目として、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の個人住民税の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長。

六つ目として、特例民法法人から一般社団法人等へ移行した法人が所有する固定資産税の非課税措置の廃止でございます。

それでは、改正箇所につきまして、議案説明資料の１ページ、条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第57条でございますが、小規模保育事業及び認定子ども園の用に供する固定資産について、非課税施設とされたことに伴う申告の規定を、第59条につきましては、非課税の規

定を受けなくなった場合の申告の規定をそれぞれ追加したものでございます。

次に、附則の改正でございます。

2ページの第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除から、5ページの第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますが、これらの規定は、課税標準の計算の細目を定めているものでございまして、地方税法の附則で定められたことから、削除したものでございます。

次に、7ページの第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、適用期限を平成30年度まで延長し、納税者の負担軽減を図るものでございます。

次に、8ページ中段の読みかえ規定、10条の2、法附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、公害防止施設などに係る固定資産税の減額措置を追加したものでございます。

次に、9ページの第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第9項の規定につきましては、耐震改修促進法の改正に伴い、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修が行われる対象建築物について、固定資産税の減額の申告規定を設けたものでございます。

次に、10ページの第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、その適用期限を平成29年度まで延長し、納税者の負担軽減を図るものでございます。

次に、11ページの第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、地方税法の改正に伴い、規定を整備したものでございます。

次に、第21条の2でございますが、特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人へ移行した法人が設置する施設について、平成26年度以降の非課税措置を廃止されたことに伴う規定の整備でございます。

続きましては、改正法附則でございます。

議案の4ページに戻っていただきまして、第1条、施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行し、第57条及び第59条の改正規定につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から適用すると定めたものでございます。

次に、第2条の固定資産税に関する経過措置についてでございますが、第1項につきましては、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中の固定資産税に関し、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度までの取り扱いについては現行どおりとした措置を講じたものでございます。

次に、第2項から第7項までにつきましては、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用とするものとしたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

4 番、立野議員。

- 4 番（立野広志君） まず、率直にお聞きしたいんですが、今回の税条例の改正、特に固定資産税にかかわる課税の改正なんですが、これによって、この条例が改正されることによって、町に入る税等の取り扱い、税収ですか、こういったことについてはどのような影響があるのか。条例改正はしたけれども、該当していない部分もあるかもしれませんが、いずれにしても、この条例改正によって、町財政に与える影響がどうなのかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

- 税務財政課長（伊藤里志君） 固定資産税にかかる部分でございますが、まず、ここで認定子ども園等の施設の固定資産税の非課税という部分でございますが、これは子ども・子育て支援制度に基づくものでございまして、町が認定をするという部分でございまして、現状についてはございませんので、その辺については影響はないものと思っております。

続きまして、耐震改修の部分でございます。これにつきましては、耐震改修工事を国の補助を受けて行う事業者に対して、2 カ年分、固定資産税の施設の税額の 2 分の 1 を減額すると。ただし、改修費用の 2.5% を限度とするという部分でございまして、これにつきましても、減額措置で税収は減りますけれども、基本的には普通交付税の中で措置をするというふうになっております。

以上です。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

3 番、松井議員。

- 3 番（松井保明君） 今回、この条例改正があつたりしていますけども、ちょっとこれ、たしか先だつてのいろいろな説明の中に、当町においても耐震化の計画というのですか、出されて、それに対して当町の一部、ホテルですか、これが該当しているということで、説明の段階では、改修をどのぐらい、診断するというものであつたと思うのですけれども、こういったいわゆる建物がこういう部分に関連してくるのかどうか。改修して修復した段階で、初めてこういう条例が適用されるのかどうか、その辺、お聞きしたいと思います。

- 議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

- 税務財政課長（伊藤里志君） これにつきましては、耐震改修促進法に基づくものでございまして、当町については 4 施設該当するという部分でございまして、国の補助をもらって耐震改修の設計委託を行うという部分で、その後に耐震改修の工事を国の補助を受けて行う施設について該当するというものでございます。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 承認第2号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分書でございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

処分日は、平成26年3月31日でございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に準拠した所要の改正でございまして、内容につきましては、所得の低い方への保険税軽減率直を拡充するものでございます。

軽減の基準となります所得額を引き上げ、保険税の5割及び2割軽減対象者を拡大するものでございます。

以下、議案説明資料の13ページ、条例新旧対照表によりご説明をいたします。

第18条の、既に特別徴収対象被保険者であった者に対する仮徴収でございますが、これにつきましては、地方税法施行規則の条ずれを改めるものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額でございますが、軽減の拡大により、納税者の負担軽減を図るものでございまして、5割軽減の拡大につきましては、これまでは2人世帯以上が対象でしたが、単身世帯も対象とされたことにより、夫婦2人、子供1人で夫の給与収入のみの世帯の例で申し上げますと、現行約147万円以下の方が対象であったものが、今回の改正により約178万円以下の方が対象となるものでございます。また、2割軽減の拡大につきましては、軽減対象の基準額が引き上げられたことから、夫婦2人、子供1人で夫の給与収入

のみの世帯の例で申し上げますと、現行約223万円以下の方が対象であったものが、今回の改正により約266万円以下の方が対象となるものでございます。

議案の８ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第１項、施行期日でございますが、この条例は、平成26年４月１日から施行するものでございます。

２項、適用区分でございますが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

４番、立野議員。

○４番（立野広志君） 今、説明いただいたのですけれども、もう少し中身を詳しく教えていただきたいのですが、今回の低所得者の保険料に対する財政支援強化ということで打ち出されたことで、特に応益割保険料の軽減対象世帯を拡大することになっているわけですが、例えば２割軽減の拡大といいますと、今、副町長が答えられたように、給与所得266万円で３人世帯以下の方々が対象になるということですし、２割軽減の場合は、現在、２人世帯以上が対象だったのですが、単身世帯についても対象とすると、こういうことの内容なのですよね。

そうすると、現実には今の当町における２割軽減や５割軽減の拡大によって、対象者がどの程度ふえていくのか、その増加見込みや、その額等について、何か試算したものがあれば、まず出していただきたいなということと、それから、国のほうでは、実は平成26年度中に国保の保険税賦課限度額の引き上げも検討するというような方向のようなのですけれども、例えばこういったことは今後出される予定なのかどうかということをちょっとあわせて説明いただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 国民健康保険税につきましては、所得に応じまして、７割、５割、２割という、この軽減措置がございます。

お話の、５割、２割の軽減、今回拡充したということでございますが、残念ながらシミュレーション機能というのを持っておりませんので、７月１日の確定賦課となります。それによってある程度の数字は出るかなと思っているところでございますので、ご了解いただきたいと思います。

ちなみに、平成25年度の確定賦課時の加入世帯が1,903世帯ございました。このうち７割軽減が708世帯、５割軽減が140世帯、２割軽減が245世帯ということで、全加入世帯の約６割近くが25年度で軽減を受けたと。これをさらに上回るのは間違いはないというふうに考えているところでございます。

それから、限度額の改正見送りについてでございますけれども、今回、施行令の改正では、賦課限度額についても引き上げてございます。基礎賦課は51万円で変わらないのですが、後期高齢者支援金分が14万円から16万円に、それから、介護納付金が12万円から14万円になりまして、合計が4万円が引き上げられているところでございます。

町としましては、今年度、この引き上げは見送ることとさせていただきました。理由としましては、平成23年度に施行令の限度額が73万円から全体で77万円まで引き上げられたことがございますが、洞爺湖町では2年おくれまして25年度に引き上げたところでございます。今年度も実施すれば、2年連続の引き上げということになりますので、また、今年度につきましては、消費税等の引き上げもございまして、今年度は引き上げを見送ることとしたところでございます。また、町としての引き上げにつきましては、今後の推移を見守りながら進めていきたい、検討していきたいと考えているところでございます。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第8、承認第3号専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 承認第3号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第12号）でございます。

次、専決処分書でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第12号）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

処分日につきましては、平成26年3月28日でございます。

平成25年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第12号）でございます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,935万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,914万6,000円とするものでございます。

次に、第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

それでは、14ページをごらんいただきたいと思います。第2表の繰越明許費でございます。例年にない降雪量から、事業を繰り越すものでございまして、事業名は大原富丘線道路改良事業、金額は381万3,000円でございます。

議案の11ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入では、特別交付税の確定による増額、震災復興特別交付税の交付から漁港整備事業債を減額しております。歳出では、公共施設等整備基金などへの積み立て、除雪費の減額などが主な内容でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

10款地方交付税、2億7,069万1,000円の増額でございまして、確定により普通交付税で286万円、特別交付税で2億6,783万1,000円の増額でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金でございます。150万円の減額でございます。へき地保育所入所児童数が補助対象基準以下となったことにより減額するものでございます。

15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金でございます。274万円の減額でございます。洞爺地区の学童保育児童数が補助対象基準以下となったことにより減額するものでございます。

次に、17款寄附金でございます。500万円の増額でございまして、一般寄附金の増により増額するものでございます。

21款町債1項町債2目農林水産業債でございます。1億1,210万円の減額でございます。虻田漁港大磯分区整備の道営事業負担金相当額が震災復興特別交付税として交付されたことにより減額するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費でございます。1億9,904万円の増額でございます。17節の公有財産購入費につきましては、夕陽ヶ丘パークゴルフ場隣接地の公売が不落札になったことから減額。また、25節積立金については、地方交付税の増から公共施設等整備基金へ2億円を積み立てるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉管理費でございます。161万6,000円の減額でございます。福祉灯油支給の対象者の現象により減額するものでございます。

次に、5 項保育所費 3 目へき地保育所費でございます。これにつきましては、財源補正でございます。

次に、6 款農林水産業費 3 項水産業費 1 目水産業振興費でございます。569万2,000円の減額でございます。虻田漁港大磯分区埋立工事費の執行残を減額するものでございます。

次のページでございます。

7 款商工費 2 項観光費 1 目観光振興費でございます。500万円の増額でございます。歳入の一般寄附金を観光開発基金へ積み立てるものでございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費でございます。300万円の減額でございます。降雪見込み量の減から除雪業務委託料を減額するものでございます。

10 款教育費 5 項社会教育費 3 目社会教育施設費でございます。145万円の減額でございます。学童保育児童数の減から賃金を減額するものでございます。

次に、6 項保健体育費 2 目体育施設費でございます。225万9,000円の減額でございます、あぶた体育館改修工事の執行残を減額するものでございます。

13 款予備費につきましては、3,067万2,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

3 番、松井議員。

○3 番（松井保明君） 補正の関係、要するに手元に配られている資料でいきますと、地方債の関係が皆さんの手元に配られていると思うんですね。地方債の補正というところでちょっとお尋ねしたいんです。地方債の補正、要するに大磯漁港整備事業として1億1,200万円、補正額ということになっております。

そこで、たしか私どもに先に配られた中では、これはプレジャーボートの関係で、当初予算で1億1,000万円という計上になってきています。数字上の問題ではないのですけども、このプレジャーボートというのは、当然、道の施設でもなければ、町の施設ですね。ややもすれば公共施設であり、使用料をとるかからないか、これもこれからの課題ですけども、大方、どこの漁港でも使用料というのをとるわけです、プレジャーボート。条例も設置されていますしね。そうすると、プレジャーボートに1億2,000万円、今、補正をしたのはいいのですけども、この事業というのは、総体的に1億2,000万円で終わるのかどうか。それとも、この後、要するにまた何千万円かつぎ足すのかどうか。まず全体の事業として1億2,000万円の補正の見直しで終わるのかどうか、まず最初、それからお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） ただいまご説明を申し上げましたのは、地方債の変更、要するに漁港整備事業 1 億 1,210 万円の限度額をゼロにするということでございます。ですから、プレジャーボートとは関係のない事業でございます。

○議長（千葉 薫君） よろしいですね。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 3 号専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（千葉 薫君） 日程第 9、承認第 4 号専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 承認第 4 号専決処分の承認についてでございます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

平成 26 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

平成 26 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 1 号）については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

処分日につきましては、平成 26 年 4 月 7 日でございます。

平成 26 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5565 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 6,749 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3 ページでございます。

歳入でございます。

15 款道支出金 2 項道補助金 7 目労働費道補助金でございます。556 万 5,000 円の増額でございます。緊急雇用創出事業による補助金の計上でございます。

次のページ、歳出でございます。

5 款労働費 1 項労働費 2 目緊急雇用創出対策費でございます。補正額556万5,000円の計上でございます。緊急雇用創出事業として、洞爺湖温泉観光協会へ洞爺湖温泉おもてなし事業と情報発信人材育成事業の業務委託料を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

同意第1号及び同意第2号の上程、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第10、同意第1号教育委員会委員の任命についてから、同意第2号教育委員会委員の任命についてまでを一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 同意第1号教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございます。虻田郡洞爺湖町旭町76番地、吉田聡氏、昭和27年5月16生まれでございます。

次に、同意第2号でございます。同じく教育委員会委員の任命についてございまして、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉町144番地、氏名、来栖由喜氏、昭和37年4月8日生まれでございます。

なお、任期につきましては、お二方とも平成26年5月18日から平成30年5月17日までの4年間でございます。

それでは、お二方の略歴につきまして、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

15ページでございます。

次に、来栖由喜氏の略歴でございます。

本籍でございます。茨城県稲敷市江戸崎甲2394番地でございます。

生年月日は、昭和37年4月8日生まれの52歳でございます。

学歴につきましては、昭和60年3月、専修大学商学部をご卒業されてございます。

職歴でございます。昭和60年4月、東京ブルー観光株式会社、平成元年2月、ベル興産株式会社を経られ、平成6年5月から株式会社大西産業観光にお務めになられております。

公職歴でございます。平成13年12月から平成18年3月現在まで、虻田町民生委員児童委員、虻田町福祉調査委員。平成18年4月から平成25年11月まで、洞爺湖町民生委員、児童委員、洞爺湖町福祉調査委員をそれぞれ務められております。

団体歴につきましては、平成16年4月から、室蘭地方食品衛生協会指導員、平成19年5月から、北海道旅行業協同組合理事、平成20年4月から、室蘭地方食品衛生協会理事、平成25年4月から現在まで、洞爺湖町商工会女性部委員をそれぞれお務めになられておられます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたします。

質疑ありますか。

4番、立野議員。

○4番（立野広志君） 確認程度の質疑ということですので、そういう趣旨でお聞きしたいのですが、今回、教育委員として推薦されている2名の方ですが、そもそもこういうふうに議案として議会に名簿が提案される、その前提には、当然、例えば教育委員会なら教育委員会としての責務、あるいは教育委員会の役割や性格というものをきちんと理解した上で、そのもとで適任者として推薦されるのだらうなと思うのですが、どういうふうな経過をたどって、この推薦者がこういう形で出てくるのか、それがちょっと私、やっぱり説明いただきたいなと思っているのです。

というのは、文科省のホームページを見ますと、教育委員会の制度の概要だとか、あるいは教育委員会制度の意義であるとか、そういったものも明記されています。例えば教育委員会制度の概要でいけば、教育委員会は、都道府県や市町村に置かれる合議制の執行機関で、生涯学習、教育、文化、スポーツなどの幅広い施策を展開するものなのだというふうに明記されておりますし、教育委員会制度の意義というところでは、特に政治的中立性の確保というのがうたわれております。そして同時に、首長からの独立性というの也被言われているわけですね。ちょっとこの辺は今、最近問題になってきておりますけれども。つまり、例えば行政委員会の一つとして独立した機関を置いて教育行政を担当させることになるわけですね。そういう点では、首長への権限の集中を防止して、中立性、専門的な業務運営を担保する、こういうことになっているわけですね。

そういう観点から、新たに教育委員を任命する場合に、どうしてこういう方たちが推薦さ

れるのかというのが全然わからないわけですよ。例えば経歴が出て、名前が出てくるけれども、ではこういう方々が、こういう教育委員会の本来の役割や、あるいは意義、こういったものをしっかり受けとめて、それを忠実に実行していく、そういう何か誓約といいますか、そういうようなものをきちんととって推薦されているのか、あるいは、その意思を確認されて推薦しているのかというところがどうもわからないまま、どういうところから推薦があって、それが最終的にこういうふうに上がってくるのか、よく見えないものですから、ちょっとその辺の経過を説明いただきたいなということが一つ。

それから、今回、退任された方、退任されると言ったらいいのかな。要は教職経験者というのが、今度は教育委員会の中に1人もいなくなってしまうわけですね。そうすると、教育委員会は、当然、管理課と、それから社会教育課の二つの業務が大きくはあります。例えば学校教育という点でいうと、学校現場の内情に精通し、あるいは教育者たるものはどうあるべきものかということもきちんと理解し、そういう中で、やはり子供たちがのびのびと学校での教育が進められていくような、そういうことにしっかりとした信念を持って取り組んでいけるということが必要だと思うのですが、私はやっぱり1人ぐらいは教職経験者がいてもいいのではないかなという気がするのですけれども、今回の提案の場合は、全体では5人ですから、その中でいいますと、教職経験者は1人もいなくなってしまうということなのですが、そういうことについて、提案者としてはどうお考えなのかということについて、二つ目、お聞きしたいと思います。

〔「確認程度の質疑に当たりますか」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 町の意向を聞いてみます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 教育に熱心な方、あるいは人物的に物事を中立、公平、公正に見ていただける方、そして、町内での人物評価等々を評価して、今回、退任される方がお二人いるということで、お二人の方に教育委員になっていただいてはということで提案をさせていただいたところでございます。

今、議員おっしゃられたとおり、ある意味、政治的、あるいは過去の役職等も見ていただいてもそうだと思いますが、人物的には申し分ない方々ばかりかなというふうにも思っております。

また、教育、学校現場を経験された方ということでございますが、どこの自治体さんを見ても、それぞれの考え方だと思いますけれども、教育委員さんの中には、学校現場を経験された自治体のところもあろうかと思いますが、全く一般町民の方で委員さんになっている団体等もございます。

私ども、教育委員さんについては、今、5人の委員さんになっていただいておりますが、将来、そういう現場を経験されて適格な方がいて、次のまた任期のときには、それぞれ考えを持って当たっていききたいなというふうに思いますが、今回の場合には、そういう私どもの思うような人物がなかなか見当たらなかったということの中で、さらには、町内において、

この方なら中立公正、あるいは学校現場をきちっと見ていただけるだろうなという思いの中で提案をさせていただいたということでございます。

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑。関連ですか。簡単をお願いします。
- 4番（立野広志君） 関連というより2回目なのですが、つまり確認したいのですが、こういう教育委員の推薦については、特に選考委員会なるようなものだとか、あるいは選考の基準というものを内部で定めて、それによって選出しているわけではないのだということなのかどうか。あくまでも今、私、個人がどうこう言っているわけでもないのですよ。要は、昔は、教育委員会制度ができた当初は、公選制などということもあったわけですが、徐々にそれが変えられて、今は内部でどんどん決めていくという格好になってきていますが、そういう中でも、選考する場合の選考基準というのが、それでも内部の中できちんとあって、それに基づいていろいろな角度から人材を検討してきたということの結果、こういう形で提案してきたということなのか、それとも、ある特定の何名かによって、いいのではないかとということで決めてきたということなのか。組織的にやったのか、あるいは部分的にそういうことでやってきたのかということだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（千葉 薫君） 真屋町長、簡潔に、どうぞ。
- 町長（真屋敏春君） 委員会を設置したのかということになりますと、そうではございません。いわゆる各方面の声に耳を傾けながら、庁舎内部で決めさせていただきました。

〔「議事進行」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。
- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。
- したがって、討論を省略することに決定をいたしました。
- これから、同意第1号から同意第2号までをそれぞれ採決します。
- 初めに、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。
- この採決は、起立によって行います。
- 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 結構です。
- 起立全員であります。
- したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。
- 続いて、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 結構です。

起立全員であります。

したがって、同意第2号教育委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

同意第3号の上程、採決

- 議長（千葉 薫君） 次、日程第11、同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 同意第3号監査委員の選任についてでございます。

下記の者を識見を有する者の中から選任する監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所でございます。虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉35番地1、宮崎秀雄氏、昭和23年1月13日生まれでございます。

なお、任期につきましては、平成26年5月18日からの平成30年5月17日までの4年間でございます。

それでは、宮崎秀雄氏の略歴につきまして、議案説明資料によりご説明をいたします。

17ページでございます。

本籍、北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉45番地でございます。

生年月日は、昭和23年1月13生まれ、66歳でございます。

学歴につきましては、昭和45年3月、青山学院大学理工学部電気電子工学科をご卒業されてございます。

職歴でございます。昭和45年4月、北海道N C R株式会社、昭和49年2月、株式会社柴田屋、平成元年4月に株式会社柴田屋取締役専務を務められております。平成9年6月より有限会社エイブル代表取締役をお務めになられております。

公務員歴でございます。平成10年3月から平成18年3月まで、虻田町監査委員。平成18年5月から現在まで、洞爺湖町監査委員を務めておられます。

団体歴につきましては、平成6年4月から平成8年3月間、洞爺湖温泉小学校PTA会長、虻田町PTA連合会長、胆振管内PTA連合会長、北海道PTA連合会理事を務めておられます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います、人事案件でありますので、確認程度の質疑といたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定をいたしました。

これから、同意第3号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（千葉 薫君） 結構です。

起立全員です。

したがって、同意第3号監査委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

監査委員就任の挨拶

- 議長（千葉 薫君） ただいま同意をいただきました宮崎監査委員が同席しておりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

- 監査委員（宮崎秀雄君） 大変貴重なお時間をおかりいたしまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

我がまち、洞爺湖町は、財政健全化団体からの脱却を果たしましたが、依然、大変な状況は続いております。

このたび監査委員に選任をいただきましたことにつきまして、その職務の重要性を心に刻み、公正かつ厳正なる監査業務を行うことによりまして、その職責を果たしてまいりたいと存じます。

つきましては、議員の皆様、また、職員の皆様のご指導とご協力を伏してお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、ご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第12、議案第26号洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第26号洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

水洗化等の普及促進の拡大を図るため、現行の公共下水道接続に対する資金の貸し付けに加え、合併処理浄化槽で処理する既存家屋の水洗便所改造及び排水設備工事等に要する資金を貸し付けるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料によりご説明申し上げます。

18ページでございます。

第2条の貸付対象でございますが、対象の拡大でございますして、行政区域内において工事を行い、合併浄化槽で処理しようとする家屋の所有者等を追加し、現行条例の後段に係る規定を削除、整理するものでございます。

次に、第4条の貸付けの条件でございますが、公共下水道に接続しようとする者が供用開始の日から3年を経過して申請する場合は、町長が定める利息を付すると改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成26年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第13、議案第27号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第27号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正予算につきましては、当初予算が義務的経費や経常経費を中心とした骨格予算としたことから、政策的経費や新規事業などを中心として編成をしております。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,452万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,202万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書、3ページでございます。

10款地方交付税でございます。3,000万円の増額でございます。普通交付税の利用財源、3,000万円を増額するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金でございます。1,409万4,000円でございます。1節の道路橋梁費補助金につきましては、道路ストック総点検事業による路面下調査業務の補助として728万円を計上、3節の建築指導費補助金につきましては、耐震改修促進法による大規模民間建築物の耐震診断事業に対する補助として570万2,000円を計上、4節の住宅費補助金では、町営住宅長寿命化事業による清水団地等の解体費の補助として111万2,000円を計上したところでございます。

次に、15款道支出金、2項道補助金、4目土木費道補助金でございます。1,140万4,000円の増額でございます。2節の建築指導費補助金につきましては、国庫補助金でご説明申し上げましたけれども、大規模民間建築物の耐震診断事業に対する補助を計上したところでございます。

18款繰入金でございます。1億4,340万円でございます。財源補てんとして財政調整基金から1億4,300万円。とうや音頭保存会への補助の充当として、みんなの基金から40万円を繰り入れるものでございます。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目商工費貸付金元利収入でございます。300万円の増額でございます。洞爺湖温泉利用協同組合に対する貸付金の償還金を計上したものでございます。

次に、5項雑入でございます。43万円の増額でございます。1節の雑入につきましては、一時預かり事業による利用料を計上し、5節の健康診断受診料につきましては、脳ドック検診の実費徴収金を計上したところでございます。

21款町債、1項町債、5目消防債でございます。1,220万円の計上でございます。平成27

年度に整備する防災行政無線デジタル化に伴う実施設計費の財源として、緊急防災減災事業債を計上したものでございます。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目諸費でございます。33万円の増額でございます。ふるさと納税に対する謝礼として、洞爺湖町の特産品を贈呈する経費を計上したものでございます。

次に、8目企画費でございます。245万円の減額でございます。洞爺地区等高校通学助成金について、新制度として教育費への移行に伴い、減額するものでございます。

次に、3款民生費、5項保育所費、2目常設保育所費でございます。191万1,700円の増額でございます。一時的に家庭での保育ができないときに対応するため、子育て支援センターでの一時預かり事業経費を計上したものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生管理費でございます。390万円の増額でございます。洞爺歯科診療所の老朽化した歯科診察ユニット1台の更新経費を計上したものでございます。

2目予防費でございます。190万円の増額でございます。インフルエンザワクチン予防接種委託につきましては、未就学児童、小学生以下を対象に、接種料金の一部を助成により子育て世代の負担軽減を図り、脳ドック検診委託につきましては、医療費の抑制につなげるため、一部助成により受診者の負担軽減を図るものでございます。

次のページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業管理費でございます。292万7,000円の増額でございます。農業の振興を目的とした継続事業でありますユウキあるクリーン農業推進事業、農業用廃プラスチック資源リサイクル事業に対する補助金を計上したところでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。1,430万円の増額でございます。町内経済活性化を目的とした住宅リフォーム支援事業、町内の商工業の振興と活性化を目的としたチャレンジショップ支援事業に対する補助金を計上したほか、新規事業といたしましては、消費税増税に伴う景気低迷の下支えと地域経済活性化を目的に、地域活性化特別対策事業に対する補助金を計上したところでございます。

2項観光費、1目観光振興費でございます。6,000万円の増額でございます。洞爺湖温泉利用協同組合が実施するパイプラインの敷設、管理建物の建設などの支援として、補助金及び貸付金により財政支援をするものでございます。

次のページでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。3,715万円の増額でございます。13節の委託料につきましては、歳入で申し上げました道路ストック総点検事業による路面下調査業務と補修工事に伴う実施設計業務費を計上いたしまして、15節の工事請負費につきましては、町内環境の整備事業として、道路補修、側溝改修、排水施設改修、区画線整備費などを計上したところでございます。

3 項河川費でございます。452万円の増額でございます。町内環境の整備として、河川の水路改修や土砂などの浚渫工事費を計上したところでございます。

5 項都市計画費、1 目都市計画管理費でございます。462万4,000円の増額でございます。公共下水道特別会計の合併処理浄化槽設置工事に対する助成事業の一般会計からの繰出金を計上したところでございます。

6 項住宅建築費、1 目建築指導管理費でございます。2,281万2,000円の増額でございます。歳入で申し上げました耐震診断促進法による大規模民間建築物の耐震診断事業に対する補助金を計上したものでございます。

次に、2 目住宅管理費でございます。222万5,000円の増額でございます。歳入で申し上げました町営住宅長寿命化事業による清水団地等の解体費を計上したところでございます。

次のページ。

9 款消防費、1 項消防費、2 目災害対策費でございます。1,260万円の増額でございます。13節の委託料につきましては、歳入で申し上げました防災行政無線デジタル化の実施設計費を計上し、19節負担金補助及び交付金につきましては、災害に強い地域づくりのための自主防災組織の設置と活動を支援するための交付金の計上をしたところでございます。

次に、10款教育費、1 項教育総務費、3 目諸費でございます。392万8,000円の増額でございます。8 節から18節の備品購入費まで、学力向上、特色ある教育、家庭、地域との連携を視点として実施する洞爺湖町教育改善推進事業の事業費を計上し、19節の負担金補助及び交付金につきましては、新制度として実施いたします洞爺地区等高校通学費助成金を計上したものでございます。

次のページでございます。

3 項中学校費、1 目中学校管理費でございます。880万円の増額でございます。教育施設耐震化事業として、虻田中学校体育館等耐震化工事の実施設計費を計上したものでございます。

次に、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費でございます。84万円の増額でございます。高齢者の生きがい創出や、世代間交流による地域連携を図るなどを目的に、とうや音頭保存会へ浴衣購入費の一部を助成するための補助金を計上したものでございます。

次に、3 目社会教育施設費でございます。3,490万円の増額でございます。母と子の館体育館耐震化工事にあわせて行う体育館の改修の工事と周辺整備費の委託料を計上したものでございます。

最後に、13款予備費でございます。69万5,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

七戸議員。

- 13番（七戸輝彦君） 何点かあるのですけれども、時間の関係で、1点に絞ってお話しさせていただきますと思います。

8ページの災害対策費のところ、防災行政無線のデジタル化ということで1,200万円ほど出ているのですけれども、ただ、実際、実施設計ができて、工事するときになってストップというわけにもいきませんので、今からちょっと内容について伺いしておきたいと思います。

実は余り、過去、巨費を投じたわりには、防災関係とか、そういう部分にはほとんど使われてこなかったという現状があるかと思うのです。それをぜひ使っていける体制をつくっていただきたい、そういう体制をつくることができるかどうかということが1点です、庁舎内で。

それからもう1点は、三、四年ほど前に、先進地の視察をしてきたのです、日本海側のほうに。そうすると、防災無線のメーカーでこれだけ違うかなと思うぐらい、ほぼ同じ金額でできたもののわりには、素人から見ても相当使い勝手がいいようなものでありました。こういうところのメーカーの選定について、どのようにお考えなのか、今のうちからお話しただけのものであればお話ししていただきたいと思います。

この2点です。

- 議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。
- 企画防災課長（鈴木清隆君） 今回、実施設計を行う部分につきましては、来年度、平成27年度に整備をする予定の実施設計と考えております。その中でやる部分に関しましては、一つは、今、アナログの放送機器になっているのですけれども、デジタル化にするという部分と、また、洞爺地区で高台、大原、香川、成香地区にも新設をして、洞爺地区にも緊急時のサイレン等、発せられるようにしていくという部分になっております。

その中身に関しては、調査に関しては、電波の調査、また、設置場所、また、音速、音の速さとか、そういうものを調査した中で、拡声器等、どのような選定をしていくか、こういう部分を調査することになっています。現在設置されているスピーカーに関しましては、なかなかサイレン以外の音声に関しては聞き取りづらいという部分もあります。そうした中では、いろいろな高度なスピーカーも出ている中で、そうしたものもこの実施設計の中で検査してやっていきたいと考えています。そうした部分では、今まで以上の性能のいいものを考えて、設計に取り組んでいきたいと考えています。

また、使い方の部分でありますけれども、やはりデジタル化によって、コンピュータ制御の中で、それなりに使いやすいものができ上がっていくものと考えておりますし、消防のデジタル化と連携をとって、やはり緊急時、即座に住民に周知していけるような、そういう防災無線の整備を考えております。

- 議長（千葉 薫君） 七戸議員。
- 13番（七戸輝彦君） 質問の意味が違いまして、ハードの部分はわかるのです。多分、おおむねいいものというか、基準のものができると思うのです。そのハードをきっちりデジタ

ル化してそろえた時点で、それを使いこなせるだけの職員の方の教育だとか、それから、役割の分担だとか、それから、この程度の地震が起きたときには必ず無線を鳴らすのだとか、津波注意報が出ても使わない無線でしたから、今まで。警報が出ても使わないという無線。一体いつ使うのかと。有珠山の噴火する30年に1回しか使わないのかと、そういうことなのです、端的に言えば。だから、これだけの巨費を投じているわけですから、行政無線としては、月に2回、これは議会側の提案で、町のほうでやっていただいております。非常時に本当に使うだけの覚悟とか教育ができていなければ、宝の持ち腐れです。ハードのことは置いておいて、そのソフトをきちっとする考え方があるかどうかということを町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 前回の防災行政無線につきましては、2000年噴火時の後、緊急に整備をしたという経緯もございます。その後の利活用が非常にうまくいっていなかったという反省点がございます。この反省点を踏まえ、さらには、議員先生方も、いわゆる3年前でしたか、あれは道東のほうでしたか、道南のほうでしたか。〔「瀬棚です」と言う人あり〕瀬棚のほう、行って勉強されてきたということも視野に入れて、さらには、いわゆるソフトの部分、職員の研修、これらについてもしっかり今後は対応していかなければならないのだと、そして、住民の皆さんにわかりやすい伝達をしてかなければならないのだ、そういう機能を備えた整備にしていきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） よろしいですか。

ほかに質疑を受けます。

立野議員。時間の関係で、簡潔によりしくお願いします。

○4番（立野広志君） どこかでちょっと町長の姿勢を伺わなくてはいけないと思っていたのですが、今回、新年度に向けた本格予算と言ったらいいのか、執行予算になるわけですね。そういう意味で、3月の定例議会では、骨格だからということで、概要の説明があっただけでした。私、議員、長いのですけれども、今回のような提案の仕方は初めてです。何が初めてかということ、就任して最初の議会で執行方針がないのです。先ほどご挨拶として話はしました。しかし、執行方針ではないのです、町長が言われた表題は。でも、中身を聞いていると、執行方針に似た内容ですね。そういった点では、新たに町長が再任され、そして、これから4年間、町政を賄うのだということで、どんなまちづくりを進めていくのかということをやっぱりきちんと議会の場で述べるべきだと思うのですが、それが、今回初めて、実は私、それを聞く機会がありませんでした。実はそれは非常に残念だし、非常に何かちょっとゆるんできているのではないかというふうにも実は思っています。そのことは、町長、答えられればぜひお答えいただきたいと思うのですが、私、質問したいのは二つあります。

一つは、4ページの歳入、5ページの歳出の関係でいうと、保育所の一時預かりについてです。以前、私、病時、病後児童の保育所の一時預かりをぜひ取り組んでほしいというお話をしたことがあったわけですが、ただ、今回の事業というのは、そういった病時、病後の児

童も対象とした一時預かりの取り組みなのかどうかということをちょっと確認をしたいと思います。

それから、二つ目は、6ページの歳出部分で、住宅リフォーム支援事業補助として800万円の計上があります。消費税が4月から8%に引き上げられました。それでなくても、町内会の経済状況、特に建設業を初めとして、大変なやっぱり需要が伸び悩みといいいますか、この前、散策路整備で建設協会の方々と一緒に参加させていただきましたが、そのときにも、建設協会の方々が言っているのは、今年度は余り仕事にならないだろうということで、非常に大変な時期だというふうに言っておりました。

そういう中で、例えばリフォーム支援事業というのは、町が独自に取り組んでいる事業でありますけれども、もう申し込み開始して直後、すぐいっぱいになるというぐらい、実際に町としては800万円を支出するわけですが、事業総額でいえば1億円を超えると、こういう状況にもなっているわけで、私は、その辺を考えたときに、地域経済を本当に支援していくということを見た場合に、例えばリフォーム支援事業、もっと増額していいのではないかといいうふうに実は思っていたわけです。また、伊達などもたしか増額しているはずですが、そういうことを考えたときに、町長が本当にやる気なら、このリフォーム支援事業も、予算を増額するぐらいの決意があっているのではないかといい気がするのですが、残念ながら昨年同額ということになっております。この辺の考え方についてもちょっと伺っておきたいと思ひます。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 一時預かり事業の預かり対象ということで、病時、病後の関係も対象かというお話でございます。

当然、この事業につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を預かるということでございますので、限定的にとらえてはございませんので、当然、育児疲れ等ございますので、そういうときにも預かるということで、当然、病時、病後でもお預かりをするということで考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 本来であれば執行方針を述べるところでございますが、今回、最初の議会に当たって、私どもの思いを述べさせていただきました。1期目につきましては、やりたくても残念ながらできなかった事業があったということで、2期目においては、何としても今までできなかった部分でやらなければならないことを早急にやらなければならない。1点目としては、まずは湖水対策、2点目としては、災害に強いまちづくり、3点目は、洞爺地区の再整備、そのほかにもろもろございますけれども、やはり単年度で全てやってしまいますと、私どものまちの財政がまたおかしくなってしまうという大きな問題がございます。そのためには、やはり持続可能なまちづくりを進めていかなければならない。

今回、住宅リフォーム事業も、政策予算として800万円計上させていただきましたが、これもやはり継続してやっていかなければならないだろうというふうに思っております。1年

目で2,000万円、あるいは3,000万円つぎ込んで、それで例えば建設業者さん等々が潤った、それで本当にいいのか。持続可能なまちづくりをするためには、やはり計画的なものを立てていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

また、加えて、住宅リフォームのほかに、今、商工会さんとも連携いたしまして、商工会さんのほうでは、地域活性化特別委員会を設置しながら、町に提言もいただいております。そちらのほうとも連携しながら、今回、地域の活性化事業ということで、建設業だけではなくて、地域の商店のほうも潤うような、そういう事業内容の予算も計上させていただいているところでございます。

また、来年におきましては、さらに定住対策、あるいは子育て支援、それらのものも、今、盛り込もうということで、計画ではございますが、とにかくにもまちづくり基本計画にのっかって、計画的にこれから物事を進めていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 立野議員。

○4番（立野広志君） 答えていただいた順番で、ちょっと再質問しますが、一時預かりの関係でいうと、当然のように病時、病後児童についても対象になると、こういうお話だったわけですが、そういう対応になるのかどうか、本当に。病時、病後ですよ。つまり、単に子供さんを一定時間、その保育所の中で預かればいいということではないのですよ。そういうことも含めて、きちんとした対応をとる考えがあるのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思います。もしそれができるとすれば、これは非常に新しい取り組みとして、私は評価したいなというふうに思っております。

それから、今、町長がお答えいただきましたけれども、やはり町長に就任されて、そしてこれから4年間、町政運営をどう進めていくのかという、その大綱については、きちんとやっぱりどこかで述べなければならぬだろうと思うのですよね、単年度に限らず。そういう意味でいうと、きょうがまさにそういう最初の議会でありますから、それを語るべき場ではないのかなと。単年度の事業だけではなくて、今後4年間にわたって、町長としてどういうまちづくりを進めていくのか、その点を私はぜひ聞きたかったなと思います。

リフォーム助成などについては、これは何も何千万円もすぐにふやせという話ではないわけですよ。ただ、今の経済状況を考えたときに、町としての取り組みは非常にいいと思うのですよ。補助する金額も、随分と今、改善されてきているところがございます。ですから、例えば50万円以上の工事でなくても、30万円や、あるいは40万円だったとしても、リフォームの支援事業として町が支援しようというふうに内容を改善しているところも結構出てきているのです。そうやって広く、そして多くの住民がそういった恩恵が受けられるようにしよう。建設業界だけではなくて、町としてやっているのは、商品券によって、町内の商店街にもそれが一定の波及効果があるようにしているわけですが、それは評価したいと思うのですが、もっともっとやっぱり私は中身を改善し、もっと利用しやすいものにすることもできるし、金額をふやすことも当然ですが、中身もよりよくしていくということは十分考え

られることだったと思うのです。その辺が、何か本当に検討が行われながら予算計上されたかどうかというのは、非常に私、ちょっと疑問に思うところがあるものですから、町長としてのお考えはどうなのだということをお聞きしたわけです。改めてこのことでお答えいただければお答えをいただきたいなというふうに思います。

- 議長（千葉 薫君） 天野管理課長。
- 管理課長（天野英樹君） 先ほど、病時、病後等ということで、多分、病気の程度ということになってこようかなと思います。今回、初めて実施するということで、利用いただく場合に、利用の実態、申し込み等、アンケート等でありませけれども、実際にどのくらいあるかということは、正直、今のところつかんでいるところではございませんので、利用の申し込みと同時に、利用の登録もしていただくということで、利用をいただくと今のところ考えてございます。それで、利用の全体の把握だとか、それから、今言われた病気の関係については、当然、程度のことになってきますので、初めてやっていくという中で、利用者の方と十分協議しながら、可能な限り対応していきたいなということで考えてございます。
- 議長（千葉 薫君） 真屋町長。
- 町長（真屋敏春君） 町内の各種産業育成、または振興でございますけれども、特に商工会さん、あるいは農協さん、漁業協同組合さん、あるいは観光協会さん、こちらのほうとも十分協議しながら、うちのまちに合った、うちのまちならではの事業展開をやはり進めていけるようなものに、仕組みをこれからも検討してまいりたいなというふうにも思っております。
また、近々開催される予定であります洞爺湖町行財政改革審議会、あるいは洞爺湖町まちづくり審議会、こちらのほうにおきましても、皆さん方と十分協議しながら、よりよい洞爺湖町のまちづくりを進めてまいりたいなと。また、そういう予算措置も考えていきたいなというふうに考えております。
- 議長（千葉 薫君） ほかに質疑ありますか。起立してお願いします。
3番、松井議員。
- 3番（松井保明君） 事項別明細書でいくと6ページになりますけれども、下のほうに観光振興費というところで、いわゆる地熱の関係、開発、付帯整備、これ、補助で3,000万円です。それで、貸付もあるわけですね。この関係で、これは補助をするのと貸付と、二つ分けていますけれども、これ、事業は一つの事業であって、たまたま予算措置としてこうしたのかどうか、別々な事業なのかどうか。
- 議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。
- 観光振興課長（澤登勝義君） 補助金と貸付金の事業は一つの事業でございます、補助をする部分と、貸付を行って、歳入のほうでも見ておりますけれども、3,000万円についてはお返しいただくという予算計上でございます。
- 議長（千葉 薫君） 松井議員。
- 3番（松井保明君） そうすると、過去においても、赤毛牛の販売にいろいろ町も補助した経緯もありますけれども、その際は3年間続いたというふうに認識しています。これは今後、

単年度でこれだけ補助していますけれども、来年以降もまた続くという事業なのですか、補助については、その見通し。

- 議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。
- 観光振興課長（澤登勝義君） 26年度の事業につきましては、先ほど温泉の利用についてのパイプライン等が国の補助をいただいて実施する、国の補助以外の部分について、温泉利用協同組合のほうと町が支援をしながら、単独部分、対象にならない部分を実施するという26年度の計画であります。この事業自体、複数年の事業ではなく、26年度事業として予算のほうを計上させていただいていると。活用については、今後、いろいろな多面的に関係機関と協議をしながら、優良な資源でございますので、こういったものに利活用できるかと、そういう裾野が広い状況でございますので、この点については広く皆さん方と協議しながら進めていくという部分は、次年度以降、出てくるということでございます。
- 議長（千葉 薫君） 佐々木議員。
- 6番（佐々木良一君） 今に関連して、同じ観光振興費、地熱調査、昨年度のボーリング調査が、非常に思った以上の結果を得られて、非常に明るいニュースとして喜んでいるわけでございます。あわせて、今年度、このお湯をいかに有効に利用するかというパイプラインの実施ということでございますが、聞くところによりますと、地熱発電をするには、ある程度の揚湯試験を経て、安定した湯量、安定した温度が得られるかどうかということを見きわめながら発電に移っていくというふうに伺っておりますが、この辺のタイムスケジュールといいましょうか、どの程度の期間を経て、この事業に、地熱発電に移っていくのかもあわせてお聞きしたいと思います。
- 議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。
- 観光振興課長（澤登勝義君） スケジュール的なものでございますけれども、現在、湯量がいつまで続くだろうという、全体的な湯量の部分の検査と、温度の変化、これについて、モニタリングが必要だろうということで、今回、温泉熱を利用するパイプラインを引きますけれども、その使用の中で、モニタリング調査を1年ちょっとやる予定でいると。それで、実際に安定した湯量並びに温度によって、将来的な発電の能力というものが見出せるということで、そういうタイムスケジュールで、現時点での計画では、平成28年度にこの地熱発電のほうの事業を展開をする予定でいると。それまで、2次利用的に、26年度は、現在のくみ取って活用していくというパイプライン、その他、付帯設備に係る部分の建設を26年度に展開するという工程で進めているところでございます。
- 議長（千葉 薫君） ほかにありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（千葉 薫君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

議案第27号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

なお、12時過ぎておりますが、日程も残り一つでありますので、このまま続けさせていただきたいと思います。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（千葉 薫君） 日程第14、議案第28号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

- 副町長（八木橋 隆君） 議案第28号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,172万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目浄化槽設置整備事業費国庫補助金でございます。102万6,000円の計上でございます。

次に、5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございます。462万4,000円の計上でございます。

次に、歳出でございます。

1款公共下水道費、1項公共下水道費、4目浄化槽設置整備事業費でございます。565万円の計上ございまして、本年度、浄化槽設置を予定している者に対する補助金の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（千葉 薫君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号平成26年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

散会の宣告

- 議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

あすから6月の定例日の前日までは休会となっていますので、ご承知おき願います。

本日は、これをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 0時10分）